

さんぶの森避難所運営委員会

会則

令和 7(2025)年 9 月 (Rev. B)

第 1 条 (目的)

大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、避難所の存する地域の住民が、主体的にさんぶの森中央会館避難所（以下「避難所」という）の開設・運営が円滑に行われることを目的として、さんぶの森避難所運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

第 2 条 (構成)

運営委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 山武地区に居住又は在勤する者で避難所の開設・運営への協力意志を有する者（区・自治会代表、自主防災組織、防災士等）
- (2) 市の避難所担当職員
- (3) 施設管理者（運動公園管理事務所）
- (4) 協力者（民生委員、ボランティア等）

第 3 条 (地域住民の責務)

地域住民は区・自治会及び自主防災組織等を中心に、平常時から避難所生活に関する事項について運営委員会と連携し、災害時には、運営委員会により避難所を開設する必要がある場合、避難所運営に関し積極的に協力するとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

第 4 条 (施設管理者の責務)

施設管理者は、避難所を開設する必要がある場合、避難所担当職員及び運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

第 5 条 (避難所職員)

市担当職員は、避難所を開設し、運営委員会及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整を行い、円滑な避難所運営を推進する。

第 6 条 (運営委員会の活動)

運営委員会の活動は、主に次の事項とする。

- (1) 平時の活動
 - ① 運営委員会の組織・運営に関すること。
 - ② さんぶの森避難所運営マニュアル（以下「マニュアル」という）の改訂に関すること。
 - ③ 避難所に備蓄されている物品の把握に関すること。
 - ④ 山武地区内の区・自治会及び自主防災組織の連携に関すること。
 - ⑤ 避難所開設・運営等の訓練の実施に関すること。
 - ⑥ その他、運営委員会の目的達成に関し必要な事項に関すること。
- (2) 災害時の活動
 - ① マニュアルに基づく避難所の開設・運営に関すること。
 - ② 地区の拠点としての活動に関すること。
 - ③ その他、避難所運営及び避難に関し必要な事項に関すること。

第7条（役員）

運営委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 班長 3人

役員は第2条（1）項に定める者のうちから互選する。

第8条（役員の職務）

- (1) 委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。なお、委員長はあらかじめ職務を代行する副委員長を指名しておくものとする。
- (3) 班長は、第10条（1）項で定める運営班のリーダーとして、班を統括する。

第9条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 前項の役員が任期の期間中において、辞任した場合等には、後任の役員を選任するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期とする。

第10条（運営班の設置）

- (1) 運営委員会には、避難所の業務を遂行するため、次に掲げる運営班を置く。
①本部班 ②物資班 ③施設班 ④その他、運営委員会が必要と認める班
- (2) 役員以外の委員はいずれかの班に所属する。
- (3) 各班の具体的な業務については、マニュアルによる。

第11条（会議の開催）

- (1) 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 会議は本会会則の目的達成に必要な事項を協議するため、原則として毎月定例会議を開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
- (3) 会議には役員及び委員が出席する。ただし、必要に応じて関係者も出席できる。
- (4) 会議の決議は出席者の多数決によるが、賛否同数の場合、委員長が決定する。

第12条（経費）

運営委員会の平常時の運営に関する経費は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付要綱による。

第13条（補則）

この会則にない事項及び規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度、運営委員会で協議して決定するものとする。

附 則（改訂履歴）

発行 この会則は、令和7（2025）年4月19日から施行する。（Rev. A）

改訂 この会則は、令和7（2025）年9月1日に改訂する。（Rev. B）

- ・マニュアルとの整合性、体裁調整、文言調整など。